

HER-SYSの利用に関するFAQ（医療機関向け）

	質問	回答
1	HER-SYSは検体採取を実施する医療機関のみが使うものですか？	HER-SYSは、新型コロナウイルス感染症（入院を必要とする疑似症を含みます。）の患者を診断した医師（医療機関）にご利用いただくものです。自院で検体採取を実施していなくても（例えば、検体採取を検査センターに依頼する場合であっても）、その結果を受けて、最終的に新型コロナウイルス感染症であると診断した場合には、HER-SYSへの入力が必要です。
2	HER-SYSへの入力は義務ですか？入力しないと法令等に違反することになるのですか？FAXの方が使いやすいのですが変更の必要はありますか？	新型コロナウイルス感染症に関する発生届の届出等は、感染症法第12条に基づく義務であり、当該届出は、原則としてHER-SYSを利用していただくこととしております。直ちに「必ずHER-SYSへの入力により発生届を提出しなければならない」ということではありませんが、今後の方向性としては、HER-SYSへの入力により行っていただくことを想定しています。
3	HER-SYSへの入力はいつまでに行えばよいですか。診断の当日中に行わなければならない等の決まりがありますか？	感染症法第12条では、発生届の提出は「直ちに」行うものとされていることから、診断後、可能な限り速やかにHER-SYSに入力を行ってください。ただし、各医療機関の人員体制など個々の事情があると存じますので、例えば「診断から〇〇時間以内に入力すること」等の画一的な運用を求めるものではありません。
4	検索エンジンで「HER-SYS URL」と入力しても、必要な検索結果は出ませんでした。正式のURLを広く周知ください。	セキュリティ対策上、HER-SYSのURLは広く一般には公開しておりません。従って、検索エンジンで検索しても、該当のページが出てきません。保健所に対しては、ID・パスワード発行の連絡を行う際に、HER-SYSのURLも併せて連絡するようお願いしておりますが、既にID・パスワードをお持ちの場合は、お手数ですが、HER-SYSのヘルプデスクまでお問い合わせください。
5	HER-SYSのIDとパスワードはいつ頃届きますか？HER-SYSIDは申し込み等しなくても保健所より一斉付与されるのでしょうか？	HER-SYSのIDとパスワードは自動的に付与されるものではなく、管轄保健所で発行してもらう必要があります。そのため、IDの発行を希望する場合には、管轄保健所にお問い合わせください。
6	HER-SYSのIDとパスワードを取得していない間は、新型コロナウイルス感染症の疑いのある者に関する検査や診断はしないほうがよいのでしょうか？	HER-SYSのID・パスワードを取得する前であっても、新型コロナウイルス感染症の疑いのある者に関する検査や診断は行って下さい。また、検査等の結果、陽性であることが判明した時点においても、HER-SYSのIDやパスワードが取得できていない場合は、従来通りの方法で届出を行ってください。
7	HER-SYSのIDとパスワードが届きました。すでに発生届をFAX等で出している感染者等についても、再度発生届情報をHER-SYSで入力・登録する必要がありますか？	HER-SYSのID等を取得する前に診断した感染者等について、改めて発生届情報を入力・登録する必要は必ずしもありません。ID等を取得した後に診断した感染者等については、HER-SYSへの入力・登録をお願いいたします。
8	同一IDで同時にログインは可能ですか？	HER-SYSのIDは実際に使用される方のお名前でお一人ずつ発行されるものです。個人情報保護の観点から、複数の方でのIDの共有はご遠慮ください。詳細は令和3年3月9日付けの事務連絡をご参照ください。
9	二段階認証はサインインのたびに毎回必要ですか？	セキュリティ対策の観点から、サインイン毎の二段階認証を必要としています。お手数ですがご協力をお願いいたします。
10	二段階認証に使用している電話番号は変更（又は追加・削除）可能ですか？	変更可能です。具体的な手順につきましてはHER-SYS操作マニュアルを御参照ください。
11	HER-SYSで入力をすれば、FAXでの発生届の提出は不要ですか？	HER-SYSに発生届の情報を入力し、登録していただければ、感染症法第12条の義務が履行されたこととなります。また、報告した時点で保健所にメールが届く仕組みとなっています。従って、改めてのFAX提出は原則として不要ですが、仮に管轄保健所からHER-SYSへの入力とは別に電話での一報が欲しい、紙で提出するよう求めがあった場合は、まずは、管轄保健所とよく御相談下さい。
12	HER-SYSへの入力により発生届を提出した後、保健所に電話連絡する等の必要がありますか？	発生届の情報をHER-SYS上で入力し、登録ボタンを押すと、管轄保健所にメールが届く仕組みとなっております。従って、管轄保健所に対して「HER-SYSで登録した旨」を改めて電話連絡する等の必要は原則としてありませんが、仮に管轄保健所から特段の指示があった場合等は、まずは、管轄保健所とよく御相談下さい。
13	発生届提出時に入院していた場合の所在地は、病院の住所でよろしいでしょうか？患者自宅の住所でしょうか。住民票と現住所が違う場合はどうでしょうか？	発生届タブに記載する住所は、原則として、現住所をご記入ください。長期入院の場合等の取扱いなど、御不明な点は厚生労働省等にご照会ください。
14	疑似症患者の届出が入院症例に限るとされたのはいつですか？	関係省令が昨年10月14日に施行されております。詳細については、省令の他、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（2020年10月14日厚生労働省健康局結核感染症課長通知）も御参照下さい。 ※ 同通知の「第7 指定感染症」において、「医師は、（新型コロナウイルス）の臨床的特徴を有する者について、（感染が疑われる患者の要件）に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、当該者を新型コロナウイルス感染症の疑似症と診断し、かつ、入院を要すると認められる場合に限り、法第12条第1項の規定による届出を直に行わなければならない。」と記載されています。
15	PCR検査の結果が出ていない患者の場合であっても疑似症患者で「新たに発生届を提出」を選択し届出し、結果判明後PCR検査陽性として修正届を行っておりますが間違った運用でしょうか？	ご質問のような運用をすることを妨げるものではありませんが、PCR検査の結果が出る前の段階では、必ずしもHER-SYSに入力する必要はありません。ご質問のようなケースでHER-SYSを活用しようとする場合、まずは「ID管理」タブを使用して患者様の情報を入力し、その後、検査結果が陽性となった場合のみ、すでに登録されている情報から「発生届」タブを用いて発生届を報告してください。
16	HER-SYSで検索できる情報は自院の情報のみですか？それとも、もっと広域の情報を検索することができますか？	HER-SYSで検索いただけるのは、ご自身の医療機関で入力された感染者等に関する情報のみになります。
17	発生届を誤って作成し、届出完了してしまった場合の訂正方法はあるのでしょうか？	発生届タブの画面下部に「削除」ボタンがあります。そのボタンを押していただくことにより、削除が可能です。なお、一度削除された情報は復元できませんのでご注意ください。
18	HER-SYSで提出した発生届の内容をプリントアウトして手元に保管しておきたいのですが、可能ですか？	発生届タブの画面下部に「印刷」ボタンがあります。そのボタンを押していただくことにより、プリントアウトが可能です。
19	My HER-SYSとは何ですか	スマートフォンなどで、本人様（感染者等）に体温や症状の有無等を入力していただくサイトになります。ご本人が直接入力することにより、保健所への改めての報告の必要もなくなります。

20	My HER-SYS URL 通知について、「する」「しない」どちらを選択したらいいですか	My HER-SYS URL通知は、患者様自身で行っていただく健康観察のURLを送信する機能でございます。基本的には保健所から送信していただくようご連絡がなければ、医療機関におかれては、初期設定としては「しない」の状態が発生届をご登録ください。
21	HER-SYSとG-MISは両方入力が必要なのですか？ G-MISのIDとパスワードは違いますか？	HER-SYSは法律に基づく発生届の情報と感染者等に関する情報を入力いただくことによる関係者間での迅速な情報共有を目的とするシステム、G-MISは医療機関の病床状況や医療物資の不足状況について入力いただくことによる国から医療機関への迅速な支援を可能とするようなシステムであり、目的・役割が異なりますので、お手数ですが、両システムへの入力をお願いいたします。